

内容確認通知書

契約会社に対し貴方が行った、料金の未払い或いは契約不履行に対し、契約会社が貴方に対し訴状を管轄簡易裁判所に申請した事をこの通知書にてお知らせ致します。

契約会社、訴訟内容等につきましては、当センター職員にてお調べ致します。

私どもは原告側からの最終通知、並びに被告人と訴訟内容を確認する機関の為、個人情報保護法に基づき通知書本人様のご連絡をお願い致します。

このまま御連絡なき場合、管轄裁判所から訴訟の日程を決定する呼出状送達後、出廷となります。

尚、裁判所からの重なる通達を無視し続けますと原告側の言い分通りの判決が下り、執行官立会いのもとで財産の差し押さえ等をされる事がありますので十分に御注意下さい。

※企業間で個人情報を共有、悪用するケースもございます。身に覚えがない場合は至急御連絡下さい。

平成26年 (ク) 1265号

国民消費相談センター

〒136-0074 東京都江東区東砂1-3-10

9時30分～17時30分

03-4465-6582